

資料N0. 3

第49号議案

福井県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

別紙のとおり、福井県銃砲刀剣類登録審査委員を任命する。

平成26年3月24日提出

教育長 林 雅 則

提案理由

銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、委員を任命したいので、この案を提出する。

別 紙

福井県銃砲刀剣類登録審査委員新旧対照表

(旧)				(新)	
番号	役職	氏名 (年齢)	現職等	氏名 (年齢)	現職等
1	委員	小林 敏男	農業	小林 敏男	農業
2	委員	勝山 捷容	自営業	勝山 捷容	自営業
3	委員	古谷 豊久	刀研師	古谷 豊久	刀研師
4	委員	内田 重男	自営業	内田 重男	自営業



任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

○銃砲刀剣類登録規則（抄）

昭和33年3月10日
文化財保護委員会規則第1号

（登録審査委員）

第2条 法第14条第3項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

○福井県銃砲刀剣類の登録審査委員に関する規則（抄）

平成12年3月31日
福井県教育委員会規則第5号

（趣旨）

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の登録審査委員（以下「委員」という。）に関し銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 委員の定数は、4人以内とする。

（任期等）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

○銃砲刀剣類所持等取締法（抄）

昭和33年3月10日
法律第6号

（登録）

第14条 都道府県の教育委員会は、美術品もしくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続きにより、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第1項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第1項の登録の方法、第3項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続きその他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。